

○ 稲川土地改良区用排水調整委員会処務規程

（昭和 58 年 12 月 10 日  
制 定）

**第1条** 用排水調整委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

**第2条** 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員会のうち 5 人は、理事の互選したものが委員会担当理事として加入する。

3 委員会は、前項の委員の中から委員長及び副委員長各 1 人を選任しなければならない。

4 他の委員には維持管理世話人委員会の代表者がこれにあたる。

**第3条** 委員の任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

**第4条** 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての召集は、委員長が行う。

2 委員長が委員会を招集しようとするときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

**第5条** 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

**第6条** 委員会は、理事会よりの維持管理計画書に基づき次の事業を行うとともに、必要に応じ理事会からの諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

- (1) 取水量に関すること
- (2) 用排水の調整に関すること
- (3) 干ばつ時における配水方法について
- (4) 洪水時における排水方法について
- (5) 維持管理方法及び投入労力、資材等について
- (6) 用排水路の草刈、浚渫方法及び時期について
- (7) 農道の草刈、補修方法について
- (8) 地区内外の住宅、工場等地域からの汚水流入状況及びその影響について
- (9) 下部組織についての維持管理の移管計画について
- (10) その他、維持管理上必要と認めた事項について

**第7条** 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

**第8条** 理事長、副理事長及び職員は委員会に出席して意見を述べることができる。  
2 委員会が必要に応じ、職員、その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

**第9条** 委員には費用弁償を支給することができる。

**第10条** 委員長は理事会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処分することができる。

**第11条** 委員は、職務のため出張し、又は職務外において長期にわたり旅行するときは委員長にその旨を通知しなければならない。

#### **附 則**

この規程は昭和59年4月1日から施行する。